





のとは思えず、現段階での事業化は難しい。

③基幹道路を維持するための対策  
西ノ島町の基幹道路は国道485号線と県道西ノ島海士線など、島根県が管理する道路が中心であり、それに準ずるものとして町道がある。これらの道路が通行不能になった場合は林道などが迂回路として機能するように整備されている。町では計画の別冊にある橋梁等の定期点検や県による落石対策等と合わせて情報共有を行い、異常があれば修繕等の対策を実施している。今後も島根県と連携し、出来る限りの対策を進めていく。

《町議会3月定例会の概要》

3月12日(水)

◆本会議 ※傍聴者5名

●町長施政方針並びに提案理由説明

●議長諸般の報告

●議案説明

(人事案件2件、議案7件)

●質疑・討論・表決

(9件全て原案どおり承認、可決)

●議案説明(議案24件)

●常任委員会による審査

3月13日(木)・14日(金)

●常任委員会による審査

3月16日(日)

◆本会議 ※傍聴者10名

●一般質問(4名)

3月17日(月)

◆本会議 ※傍聴者2名

●常任委員会審査報告

●質疑・討論・表決

(24件全て原案どおり可決)

●閉会中の継続調査等の申出(了承)

※議決の一覧は西ノ島町ホームページをご覧ください。



## 島根県立自然公園条例の一部を改正します

### 改正の経緯

県では、県内の優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図るため、島根県立自然公園条例(以下「条例」という。)を定め、県内11カ所の県立自然公園を指定しています。今般、条例が一部改正となりますが、主な改正点は以下のとおりです。

### 県立自然公園における利用規制の強化

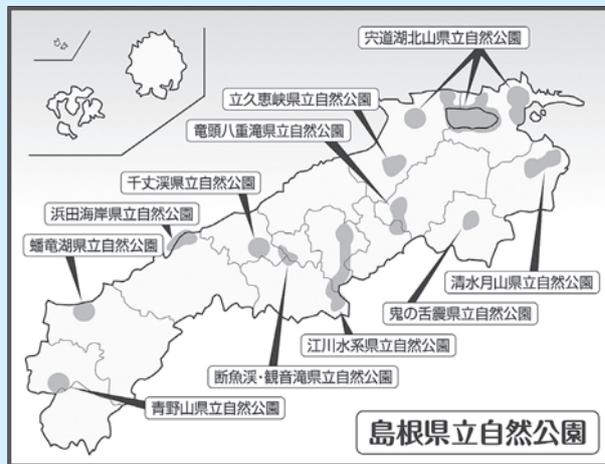
(令和7年7月1日施行)

特別地域(景観の優れた地域)における野生動物の餌付け等の行為に対する規制の創設や、違法伐採等の禁止行為に係る罰則の引上げを行います。

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

→ 1年以下の懲役\*又は100万円以下の罰金に引上げ。

\*令和7年6月1日から「懲役」は「拘禁刑」となります。



<お問い合わせ先>

島根県自然環境課 ☎ 0852-22-6377